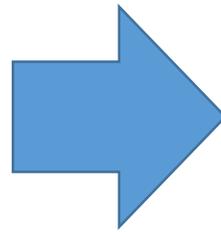


創業支援センター及び創業・移住促進住宅条例（案）について

- 全国でも先駆的な職住一体の施設
- 起業家や移住者を呼び込む、「ヒト・モノ・コト」が交流する拠点

旧県職員住宅（3棟）
富山市蓮町



創業支援センター

創業・移住促進住宅（2棟）

- 9月議会に条例（案）を提出
※施行期日 施設開所の日。ただし準備行為等は公布の日。

創業支援センターの概要

〈目的〉 創業支援の環境整備、地域経済活性化

〈施設〉

- オフィス 9室
- シェアオフィス 10区画（複数の企業等が空間を共有）
- チャレンジショップ 4室（1階の店舗）
- コワーキングスペース 21席（1日単位でも利用できるワークスペース）
- 貸室 7室（イベントやセミナー等に活用可能）

〈管理〉 指定管理者制度を導入（条例制定後に公募）

創業支援センターの概要

○オフィス、ショップ

〈入所条件〉 次の①②のいずれかに該当する方を原則とする。

①県内で創業しようとする者

②創業後おおむね5年以内の中小企業者

〈利用期間〉 3年以内（必要に応じて2年延長可能）

○コワーキングスペース、貸室

〈利用時間〉 10時～20時（臨時的な変更可能）

〈休所日〉 月曜日、年末年始（臨時的な変更可能）

〈利用料金〉 指定管理者が、条例に定める上限の範囲内で設定
※条例に定める上限 オフィス月額51,200円、コワーキング月額11,300円 等

創業・移住促進住宅の概要

〈目的〉 県内での創業、県外からの移住促進

〈施設〉

- アパートメント 28室 (14室×2棟)
- シェアハウス 32室 (16室×2棟)
※リビング、キッチン、浴室、ランドリー等を共有
- 駐車場 60区画

〈管理〉 指定管理者制度を導入 (条例制定後に公募)

創業・移住促進住宅の概要

〈入居資格〉 次の①②のいずれかに該当する方を原則とする。

①創業支援センター（オフィス・ショップ）の利用者

②県外からの移住者

※シェアハウスは、上記利用者や移住者に限定しない。

〈入居期間〉 最長3年（1年ごとに更新）

〈家賃・駐車料金〉

指定管理者が、条例に定める上限の範囲内で設定

※条例に定める上限 アpartment月額81,500円、シェアハウス月額61,700円 等

今後の予定

- 県議会に条例案提出（9月議会）
- 指定管理者の募集開始（条例制定後）
- 指定管理者の選定及び指定（年内）
- 料金等を公表、入居者等募集開始（令和4年1月）
- 施設オープン（令和4年7月予定）